

SHOW "No Action No-result"

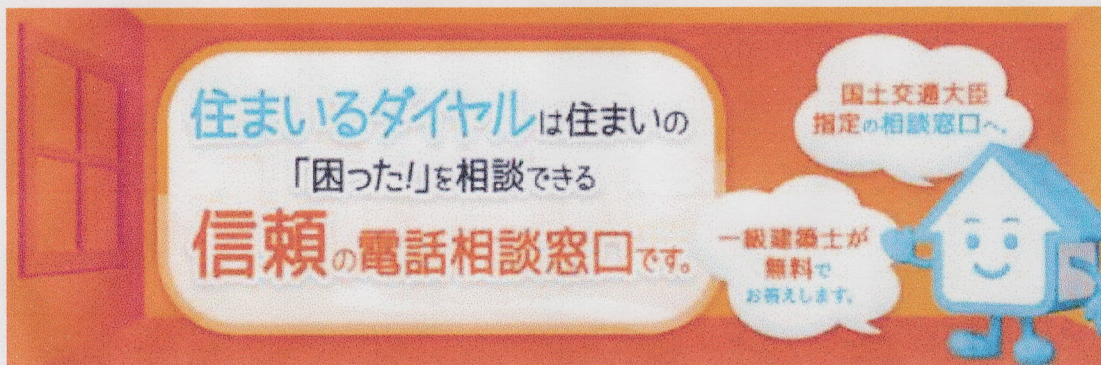
悪質リフォーム業者に注意



～国土交通省・消費者庁からの注意喚起～

突然の訪問で「無料診断させていただきます」と名乗り、「異常が見つかった」と説明、直ぐに修繕が必要、あるいはリフォームを勧め、その場で契約を迫ってくる事案が全国各地で報告されています。

契約相手の口車につい乗せられ、悪質住宅リフォーム業者と契約をしてしまった際は、契約書面を交わした日から原則8日以内に書面や電子メールなどの電磁的記録で通告（連絡）すれば、当該契約は解除できます（クーリングオフ）。更に不要なリフォームでの契約をして後悔した際は、一人で悩まず、**消費者ホットラインダイヤル188**（通称「いやや」）、あるいは**住まいるダイヤル**（※下記参照）に相談しましょう。



住まいるダイヤルは

「国土交通大臣指定の住宅相談窓口」で検索
または、URL：<https://www.chord-sodan.com>
でアクセスが可能です

消費者庁からの通知詳細は添付資料も参照ください。